

平成 17 年度特定疾患医療費受給者証 継続交付申請手続き

特定疾患医療費受給者証の継続交付を希望される方は下記により手続きを行ってください。

1 対象者

有効期間が平成17年9月30日までの特定疾患医療費受給者証をお持ちの方で、平成17年10月1日以降も引き続き受給者証の交付を希望される方。

2 申請期間

平成17年7月1日(金)～平成17年9月30日(木)

3 申請窓口

兵庫県和田山健康福祉事務所健康増進課

4 必要書類

- ・継続交付申請書
- ・臨床調査個人票(診断書)
- ・世帯全員の住民票
- ・世帯の生計中心者の平成16年の所得税を証明する書類
- ・重症申請書(重症申請される方のみ必要です)
- ・重症申請用診断書(同上)

※患者や重症度により必要書類が異なりますので、詳しくは和田山健康福祉事務所にお問い合わせください。

5 申請上の注意点

受給者証がお手元に届くまでに審査会から1ヶ月程度かかりますので、できるだけ8月末日までに申請してください。申請が9月以降になると、受給者証が10月までに届かない場合があります。

6 問い合わせ

兵庫県和田山健康福祉事務所健康増進課 TEL 672 - 6870

児童扶養手当・特別児童扶養手当 を受給されている皆さんへ

☆☆☆「現況届」の提出について☆☆☆

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給されている(支給停止になっている方も含みます)方々には、毎年1回前年の所得や受給者と児童の状況について届をしていただくことになっています。

この届によって引き続き1年間手当を受給いただけるかどうか決定されますので、必ず期日までに提出してください。

正当な理由なく届出をされないときは、手当の支給を一時差止められることがあります。

【提出期間】

児童扶養手当

平成17年8月1日(月)～8月19日(金)まで

特別児童扶養手当

平成17年8月17日(水)～8月26日(金)まで

【提出場所】

朝来市福祉事務所 社会福祉課(アトほほえみ1階)
生野・山東・朝来各支所市民課

【問い合わせ】

朝来市福祉事務所 社会福祉課
TEL 672 - 6123

※なお、受給者各位には個別に通知します。

在宅介護支援センターの



『悪質訪問にご注意を!』

「こんにちは、表札の住所が代わってないですね。郵便配達の方も困られると思いますよ。住所に朝来市に入った表札にかえませんか。」とこやかに接する訪問販売のセールスマン。思わず「そうやね。お願いしようかな。」と返事をしてしまいそうになります。

しかし、その人のよい対応とは裏腹に、後日に請求書が来たときには目の玉が飛び出るような額を請求された。これは、悪質な訪問販売の手口の一例です。

最近では、「関西電力です。電気工事の点検にきました。」と職員をよそおって訪問し、器具を確認するふりをして現金をだまし取る手口もあります。

様々な手口で忍び寄る悪質な訪問販売。一人暮らし

や高齢者夫婦世帯の方が狙われやすい傾向にあります。訪問販売の方の全てが悪いとは言えませんが、悪質な訪問販売が増えてきているのは事実です。

では、どうすれば悪質な商法に騙されなくなるのでしょうか?

◎「どこの会社?」「ご用件は?」用件をしっかりと確かめる。

◎「いりません」ときっぱりと断る。

◎見知らぬ人に自分の情報を伝えない。

◎簡単に契約しない。

一番大切なことは、一人で悩まずに家族、友人、市役所などに相談することです。一度ひっかかってしまうと弱みにつけこみ、他の悪質な訪問販売も招き入れることとなります。

※朝来市内でも、5月に悪質訪問による被害が発生しています。ご注意ください。

☆問い合わせ 高年福祉課 TEL 672 - 6124